

令和
元年度

被保険者・被扶養者調査を 実施中です!



令和元年度の被保険者・被扶養者調査を現在、実施しております。

今年度の調査対象者※については、すでに調査表を配布終了しており、現在、調査表の回収、内容審査中となっております。

- 皆様から提出いただいた書類を順次審査いたしますが、2~3ヶ月の時間を要しますので、調査の問い合わせや追加で求める書類の連絡等は、調査表提出からお時間をいただきますこと、あらかじめご了承ください。
- 「調査表」および「添付書類」を提出しない場合や、問い合わせの回答がない場合、追加で求める書類を提出しない場合は審査が出来ないため、被扶養者の資格を喪失することがあります。その際は、被扶養者の資格を喪失した日以降にかかった医療費、保険給付金、健診費用等の全額を返還していただきます。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

※令和1年5月31日時点の被保険者(任意継続被保険者は除く)の配偶者および22歳以上(平成31年4月1日現在)、75歳未満(令和1年5月31日現在)の被扶養者

被扶養者からはずれるとき、届出を出しましょう

健康保険の被扶養者であった方が、就職などにより勤務先で健康保険に自身で加入された場合や、雇用保険の失業給付を受給している期間は、当健保の被扶養者ではなくなります。

被扶養者資格の要件からはずれた際は、速やかに扶養削除のお手続きをしていただきますようお願いいたします。

扶養削除の手続きがされないまま、被扶養者となっていたケースが毎年行われている被扶養者調査で多く見られます。

故意ではないにせよ、このような事実が判明した際は、被扶養者の資格要件が失われた日にまで遡り、扶養削除となります。

被扶養者ではなかった期間の医療費(7割分)だけでなく、家族出産育児一時金・付加金や高額療養費・付加金などの各種給付金、人間ドックやけんぽ共同健診の健診費等を返還していただきます。

扶養に関するお問い合わせ

外線:0422-52-5521

担当:品田(内)731-34656

ご注意
ください

接骨院・整骨院にかかるとき

柔道整復師などが施術を行う接骨院・整骨院では、打撲やねんざなどの外傷性のケガ以外では健康保険は使えません。



① 保険適用となる施術と 自費になる施術

健康保険が使える

- 打撲・ねんざ・挫傷(肉離れ)
- 脱臼・ひび・骨折(応急手当の場合以外は医師の同意が必要です)

健康保険が使えない(全額自己負担)

- × 慢性に至った外傷性の負傷
- × 日常生活の疲れによる単なる疲れや肩こり
- × スポーツなどによる肉体疲労

運動部に所属している学生が定期的に施術をうけているケースがありますが、外傷性のケガ以外には健康保険は使えません。受診の経緯について、健康保険組合が確認を行う場合があります。

- × 脳疾患などの後遺症
- × リウマチ・関節炎などの痛み
- × 同一部位について医療機関で治療をうけながら、同時に接骨院の施術をうけている
- × 通勤中や勤務中の負傷(労災保険の対象です)



② 施術内容の確認を 行う場合があります

皆様から支払われている健康保険料を大切に使うため、当健保組合では、療養費給付の適正化に取り組んでいます。そのため、接骨院などからの費用請求の内容に間違いがないか、施術内容などについてお問い合わせさせていただく場合があります。領収書・明細書は必ずうけ取り、保管をお願いいたします。また、施術後に「療養費支給申請書」に署名を行う際は申請内容を確認してから署名をしてください。

接骨院で保険適用となり施術を受けた場合でも、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により自費となる施術と判断した場合は、施術費用の全額が自己負担となります。

長期にわたって接骨院にかかりながら、症状の改善が見られないときは、他の疾患が原因となっている可能性があります。専門医の治療が必要なケースも懸念されるため、医療機関を受診しましょう。